

令和3年度第1回

## 新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

令和3年12月21日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

# 令和3年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

令和3年12月21日（火）

午後2時00分～2時35分

本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 連絡事項

4 閉 会

## ○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第16期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- 4 新宿区みどりの条例・同施行規則
- 5 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 6 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 7 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

## ○出席委員 6名

委員長	熊 谷 洋 一	委 員	齋 藤 馨
委 員	渋 江 桂 子	委 員	渡 辺 芳 子
委 員	三 浦 久美子	委 員	小 島 健 志

◎開会

熊谷委員長 定刻になりました。これより令和 3 年度第 1 回新宿区みどりの推進審議会小委員会を開会いたします。

はじめに、本日の出席状況及び配布資料等について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様こんにちは。年末のお忙しい中、またコロナの変異株が心配される中、委員の皆様には御出席いただきまして本当にありがとうございます。私は、事務局のみどり公園課長の依田です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、はじめに委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、吉川委員から欠席の連絡をいただいております。また現在椎名委員がお見えになっていません。このため本日は 8 名中 6 名の出席によりまして小委員会は成立してございます。

本日開催する小委員会について簡単に御説明をさせていただきます。

お手元の資料 3 を御覧いただければと思います。

小委員会は、新宿区のみどりの条例に基づき設けられておりまして、審議事項は保護樹木等の指定及び解除とみどり公園基金の処分の 2 項目に限定されてございます。

これらの審議事項につきまして、迅速な判断が必要でかつ早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に限り開催できます。委員は、みどりの推進審議会のうち会長が指名する 8 人以内で組織され、委員の過半数の出席により成立いたします。

また、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会小委員会議事録として区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承願います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日の会議でございますが、午後 3 時までには終了したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の資料について御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。

まず議事次第が 1 枚、そして資料 1 としまして新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿、資料 2 としまして保護樹木等の指定及び解除について、資料 3 としまして新宿区みどりの推進審議会小委員会について、資料 4 が新宿区みどりの条例・同施行規則になります。資

料5はみどりの文化財（保護樹木等）ガイドブックになります。資料6が新宿区みどりの基本計画の冊子になります。こちらは回収資料になります。また資料7としまして新宿区みどりの実態調査報告書の第9次、こちらも回収資料になります。

以上、資料の不足等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

---

### ◎審議

**熊谷委員長** それでは、議事を始めさせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除となります。まず事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 本日御審議いただくのは、保護樹木の指定解除の1件、10本でございます。

資料2に基づき担当係長より映像を交えて御説明させていただきます。

申し訳ございませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局（八住）** みどりの係長の八住でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着席をして説明をさせていただきます。

今回、御審議いただく保護樹木の指定の解除につきましては、緊急の案件となりますため、小委員会という形をとらせていただきました。指定につきましては、令和4年2月に予定しております第2回みどりの推進審議会で、委員の皆様には審議を尽くしていただきたいと考えております。

今回、御審議いただきますお手元の資料2の内容を、映像にまとめておりますので、前のスクリーンを御覧ください。

なお、今回の審議に係る保護樹木等の解除は、令和3年9月1日から12月21日までにお申出のあった案件となります。

今回、公有地保護樹木の解除の案件はございません。全て民有地の保護樹木等の解除の案件となっております。

保護樹木は、解除1件、解除本数10本です。

保護樹林及び保護生垣については、解除の案件はございません。

それでは、保護樹木等の指定解除1件につきまして御説明をいたします。

中井二丁目の個人の所有する土地のケヤキなど計10本です。土地を売却するというので、今回解除のお申出がありました。

当該敷地は、林芙美子記念館の横の四の坂を上がってすぐのところにございまして、敷地そのものは道路より一段高くなっております。

こちらの敷地には、もともと昭和55年に指定した3本の保護樹木がございまして、平成29年11月に健全度調査を行いました。その際、保護樹木になり得る樹木が10本程度あることを確認いたしまして、その中に区の保護樹木にはない中国原産のシロマツ（ハクショウ）があり、これを含めて7本の追加指定を所有者にお願いをしました。所有者は少々離れたところにお住まいでして、当初は、数十年放っておいた土地でもあり、いつ手放すかも分からないので、指定や解除の手続も面倒なので指定したくないと言っておられたのですけれども、珍しいシロマツがあることでもありまして、樹形も乱れてはいるものの樹勢などには問題がなかったため、何度かお願いに伺って、今後土地を手放すときにはスムーズに手続を行うということで、指定への協力を得たという経緯がございます。

現在、売買契約は成立済みですが、新規土地取得者である仲介業者などには、緑化計画書制度を御説明いたしまして、大木、特に保護樹木があると緑化計画書を提出する際に緑化面積等の割増などで有利になること、場合によっては移植の助成金などもあることを説明いたしまして、御配慮をお願いをしております。

また、今回指定を解除しても、残置することに決まりましたら新たに保護樹木として指定することも可能です。

こちらは前面道路の状況でございます。

左側の写真のアーコーディオン門扉があるところが敷地の入り口になります。このあたりでございまして。写真の奥が四の坂になりまして、こちらは階段を下っていくと中井の駅のほうにつながっております。

こちらは敷地の入り口でございまして。一段道路より高くなっております。階段を上がって敷地のほうに上がっていく形になります。コンクリートブロックの土留めのすぐ脇にございましてこちらの木が、今回解除となるうちの一本である1本目のケヤキになります。

それでは、1本ずつ御説明をいたします。

まず、入り口脇の今見ていただいたケヤキでございまして。高さ10メートル、幹回り2.12メートルです。この敷地は道路から2メートルほど高くなっております。ケヤキが階段の擁壁のすぐ脇にございまして。隣接するマンションも近くなっておりますので、枝がこちらのほうにかなり偏っております。また、高さ6メートルのところまで一遍幹が胴切りにされております。

2本目、敷地中央にあるヤマハゼです。高さ10.5メートル、幹回り1.69メートルでございます。このあたりはかなり植栽が高密度になっておりまして、この木も周囲の樹木から被圧を受けている状況です。

3本目、トウカエデです。高さ13メートル、幹回り1.96メートルです。隣地にこちらのほうもかなり近くなっておりまして、剪定なども偏っている状況でございます。これまでの3本が昭和55年に指定したものになります。

次が4本目のスダジイです。高さ11メートル、幹回り1.73メートルです。これも隣接マンションに近いため、枝がかなりこちらのほうに偏っております。

次が5本目の東側斜面上に生えているヤマザクラになります。高さ12メートル、幹回り1.58メートルです。周囲の樹木の被圧を受けまして、下枝が高くなっている状況でございます。

次が6本目、敷地中央にあるシロマツです。高さ14メートル、幹回り1.37メートルです。下部にはほとんど枝が見られない状況になっております。

7本目、南側斜面の下部にあるスダジイです。高さ14メートル、幹回り1.45メートルです。

8本目、同じく斜面下部にあるクスノキです。高さ16メートル、幹回り2.14メートルです。この2本は、南側の敷地ぎりぎりにございまして、かなり隣接マンションに近くなっている状況でございます。

9本目、南側斜面の中ほどにあるクスノキです。高さ13メートル、幹回り1.6メートルです。幹が東方向に傾斜をしております。

これが最後の10本目でございまして、敷地の東側にございますエノキ、高さ15メートル、幹回り1.52メートルです。同じく幹が東方向に傾斜をしております。

保護樹木の解除につきましては、以上となります。

なお、今回の小委員会で、御審議の上御承認いただけますと、承認前と比べて保護樹木の総数が10本減りまして1,276本となります。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**熊谷委員長** ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。ここで御質問や御意見をお受けしたいと思っておりますが、その前に、今回の案件については、事前に事務局から小委員会メンバー以外の委員にも意見照会を行っておりますので、御意見等が出されていたら事務局より報告をお願いいたします。

**みどり公園課長** 本日の小委員会の開催に先立ちまして、全ての委員に資料をお送りしまして御意見などを伺いましたが、今回は特に御意見等はございませんでした。

**熊谷委員長** ありがとうございます。

では、改めて小委員会委員の皆様から御質問、御意見をお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

渋江委員、お願いいたします。

**渋江委員** 渋江でございます。

しっかりした緑陰が形成されている貴重なエリアなんですけれども、民有地ということで、プロセスもありますし、仕方がないのかなと思いますが、最初におっしゃっていた移植の詳細を教えてくださいませんか。助成金等について、よろしくお願いします。

**熊谷委員長** 事務局、お願いします。

**事務局（城倉）** それでは、お答えします。

保護樹木の移植ということで、助成金の制度があります。対象樹木としては、建て替え等により現在の位置に残せない樹木、それから隣地への枝葉の越境または落葉、日照等の問題が発生している樹木、その他区長が移植の必要を認める樹木ということで、樹木1本当たり30万円、1敷地当たり3本分になるのですが90万円まで助成が出ることになっています。

今回もこれについて新しく所有者になるところの、マンションを建てるのですけれども、その委託を受けた事業者にもお話をしました。新しい所有者側は、住む方20名ぐらいの方が組合をつくってマンションを建てるような形式らしいのですけれども、皆さん土地を見た時に非常にいい樹林があるということで、その辺も気に入って買ったというような経緯があるようです。そのようにお伺いしましたがけれども、現実的にはなかなか移植が難しい。

一つは、ここは第一種低層住居専用地域という地域になっています。建物だと高さが10メートルまでしか建てられません。それで、高さが建てられない分どうするかというと、敷地ぎりぎりまで建物を建てる。それからもう一つは、実際は4階建てなんですけれども、地上2階建てを計画しているようです。ということは、地下2階までというような、建築のほうは詳しくないのですけれどもそのようにして、要するに見た目は2階建て実際は4階建てだということ、敷地ぎりぎり使うことと、そのような建築方法を使うことで擁壁を立てて深く掘り下げることになるようです。ということになると、深く掘り下げるときに仮止めをして、何か月か前に、大阪のほうで宅地造成のための掘削で、隣の家が倒れたみたいなことがあるようすけれども、深く掘り下げるときにはしっかりと擁壁をつくらなければい

けない、それにはやはり建物を建てる以上に土地を余分に掘り下げなければいけないようなこともあって、やはり移植樹木を持っていく場所もないというような状況でございます。

それともう一つは、今の時点で、先ほど一番最初に写真に出たように、今の時点では、道路と敷地との段差があります。入り口も狭い状況にあります。重機を入れて移植をするのは難しい状況かなと考えています。ただ、そのことをお伝えしてあり、樹木についても関心があるようなので、今後移植するようでしたら、このような制度もあるよということで利用していただければと思っています。

**渋谷委員** ありがとうございます。

**熊谷委員長** よろしいでしょうか。

ほかにどうぞ。渡辺委員、お願いいたします。

**渡辺委員** シロマツってどんな木なのですか。私、松は見たことあるのですが、シロマツ……イチョウなのですか。

**事務局（城倉）** 肌が非常に特徴的でして、樹皮が普通の松みたいにはがれるような感じではなくて、結構つるつるしています。一つの松の葉が3本、日本にはないのですけれども、日本は葉が2本のクロマツやアカマツとか、5本のゴヨウマツとかってあるのですが、シロマツは3本の松になります。やっぱり中国原産で、これだけ大きいものは日本ではなかなかないのかなと。私もこれだけ大きいのを見たのは初めてですけれども。

そういうこともあって、残していただきたいと思いましたが、もう敷地のど真ん中にあるものですから、なかなかそれも難しいと考えています。

**熊谷委員長** どうぞ。三浦委員、お願いいたします。

**三浦委員** ありがとうございます。

シロマツの移植、移植の定義なんですけれども、敷地内の移植なんでしょうか。それとも公園とかに移植することを前提にしているのでしょうか。

**事務局（城倉）** これだけの樹木ですと敷地外に運び出すことは非常に難しいです。要するに、敷地の中で掘り取って根を囲うのですけれども、それを持ち出すことが非常に難しい。この前面道路も非常に狭いです。ですから、公園まで運べない。要するに電線があったり。保護樹木というのは大きな樹木ですから、基本的にはもう敷地内の移植ということしか考えられないと思います。

**熊谷委員長** はい。斎藤副会長どうぞ。

**斎藤委員** 最近コミュニティーでタウンハウスみたいのを建て替えて、その中で地主さんが持



っている大きい木を1本残すというような計画でやっているようなところがあるのですけれども、この場合は何か1本でも残すとか、そういうことなんでしょうか。その辺はまだ分からない。

**事務局（城倉）** 今の段階では分からないということです。先ほど言いましたように、擁壁をつくるのがどのぐらいの幅を取らなければいけないかということが、まだはっきりはしていないと。事業者側もできることなら残したいというお話はしていましたが、敷地ぎりぎりにある木が何本かあるのですけれども、南側と東側は、ちょっと斜面になっているものですから、なかなか機械で掘り取るのが難しいのですけれども、それがうまく残ってくれば一番いいのですが。今、下のほうに見える、クスノキとスダジイ、それから場合によってはヤマザクラ、あとは北側のトウカエデぐらいが可能性はあります。スダジイはあまり状況がよくないので難しい。その4本ぐらいが残ればいいかなと思っています。

それから、建物を建てる時に区に緑化計画書を出さなければならないのですが、その相談もありました。そのときにやはり、樹木を残すと、特に保護樹木を残すとほかに緑化をしなくてもいいくらい見なしができます。今年の4月にちょっと制度を改正しまして、そういうような状況にあるので、そのことを説明して、できるだけ残してくださいというお話をさせていただきました。

我々も、全部伐採して新しい木をこぢんまり植えるよりも、やはりボリュームのある木が1本でも残ればいいかなということを考えていますので、そのような願いはしつこいぐらいさせていただいています。

**斎藤委員** でも、今回は全部解除なので、そういうメリットはないということになるんですね。

**事務局（城倉）** 残すということになって、また指定させていただけるならば、またすぐに審議会を開いて、残るのであらためて指定してくださいというようなお話をさせていただきたいと思っています。指定してあるとないでは、やはり緑化計画書の中で見なしができる割合が違うものですから、できれば指定していただきたいということでお話をさせていただいています。

**斎藤委員** 絵で黄色い部分の斜面というのは、下がっているということですか。

**事務局（城倉）** そうです。この敷地のほうが高いという状況です。南斜面で住宅を建てるにはいい状況かなというところです。

**斎藤委員** 分かりました。ありがとうございます。

熊谷委員長 新しい建築計画の図面は、御覧になったんですか。

事務局（城倉） 見せていただきました。まだ外には出すなという。それもまだ計画の段階なのですけれども、やはり地下2階まで掘って、その脇を掘って、明かり取りというんですか、そういうような建て方をしていました。

この南側にも1軒マンションがあるのですけれども、やはり低層マンションで、そこについてはかなり樹木をよけて造るような、ちょっと変わった造り方をした建物でして、その樹木についても1回解除したのですけれども、建物完成後にあらためて保護樹木として指定をさせていただいた経緯があります。

熊谷委員長 ヤマハゼもきれいな木ですよ。

事務局（城倉） そうですね。ちょうど先々週ぐらいに現地に行ったんですけれども、結構いい状態でした。

熊谷委員長 シロマツとヤマハゼはシンボルツリーにはなる可能性は高いんですけども。

事務局（城倉） そうですね、土地に余裕があれば、それを残して周りに建てるという方法はあるかなと思ったんですけれども、この広さの土地で20軒分のマンションを建てて2階建てというふうにして考えると、なかなか難しいのかなというような状況でした。

熊谷委員長 どうぞ。斎藤副会長。

斎藤委員 例えばヤマハゼって真ん中であって、この敷地内で縦引きして移植すると、幾らぐらいかかるのですか。

事務局（城倉） 非常に難しい質問ですね。機械が入るか入らないかによっても違ってくると思います。機械が入ると比較的安くて、二、三十万円でできるかなとは思いますが、縦引きで掘ってずらすとなると、結構大変かなと思います。ヤマハゼのほうはかなり古くて……ちょっと写真を見せてください。下のほうはちょっと見にくいのですけれども、幹に結構うろがあって、根本の空洞が結構あるというような状況になっています。

斎藤委員 ありがとうございます。

熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 一挙に10本解除するってかなりのボリュームですね。多分役所の方も指定していただくときに、御努力なさって、平成30年ですね、まだ、1本でも2本でも残していただけないのでしょうか。端のほうに植えていただくとか、それも駄目なんですか。

事務局（城倉） こんなに早く土地を手放すと思っていなかったものですから、ずっと所有者

の方は道路を隔てて反対側にお住まいなんですけれども、何十年もそのまま放っておいたところがあって、でも、かなり高齢の御夫婦の方が住んでいらっしゃるんですけど、潮どきかなと思ったのかもしれませんが、それで手放すことにしたと。普通は、原則として土地の売買は更地の取引が原則なんですけれども、先ほども申しあげましたように、新しく買った、多分集団というか、新しく買う方が集まって買うような形の買い方だったようですけれども、そういうところが気に入ったということもあって、残していただければと再三申しあげました。縁にあるもの、それを残すことによってメリットがあるというお話もさせていただいたんですけれども、今の時点では、取りあえず切るとのことです。今後、計画を煮詰める中で、先ほども申しあげましたように、縁にあるものは残せる可能性があるかなというふうに御回答いただいています。

**熊谷委員長** どうぞ。小島委員。

**小島委員** 黄色い部分というのは、地下に2層、居室をつくるということだから結構な傾斜なんですかね。傾斜は……

**事務局（城倉）** 測ってないんですけれども、下りていけないことはないような傾斜ですからね。

**小島委員** ある程度掘り下げてという感じですかね。

**事務局（城倉）** 南側の敷地と、きちんとした擁壁がないのです。だから、そこぎりぎりまでは多分行かないと思うんですけれども。擁壁をつくるのってこれまた大変な話で、擁壁はつくらないようなお話をしていたので。

**小島委員** じゃあまり南いっぱいには行かないという感じですかね。

**事務局（城倉）** と思いますけれども、ただ先ほど言いましたように、結構2層分地下を掘り下げますから、5メートル以上掘り下げるような形になるのかなと、それにはやっぱりしっかりした山留擁壁をつくらざるを得なくなってくるので、その厚みだとか、その擁壁の厚みプラス外側に型枠を設置したりする分の余掘りが必要になってきますので、結構樹木を伐採する可能性はあるのかなという気がします。

**小島委員** これなんか旗竿状の敷地になっていて、この細い部分は何も建たないですよ。

**事務局（城倉）** ええ。

**小島委員** その手前の2本は残る感じですか。

**事務局（城倉）** 今の時点ではそれしかないんですけれども、ただ、かぎ型になった土地も一緒に手に入れたようです。今、赤い印をつけているところです。もともと所有者の親戚の方

が持っていたということで、そこについても二、三年前に保護樹木が3本あったんですけれども、売買するということで以前、審議会に諮って指定解除をしています。そこにもまだ元保護樹木だった木が3本、イチョウ2本とケヤキ1本が残っています。ですので、接道としては、旗竿のところから南側、そこまでは接道するような状況になるかなと思うのですが、その接道の下の方の南側の道路が階段なんです。工事するにしても何にしても、北側から入ってくるしかなくて前面道路が、ぎりぎり4メートル幅くらいですね。そのような状況です。ただ、土地が道路より高いものですから、出入りをするためには車路をつけるとかしないと敷地内に入れないので、やっぱり木が残らないのかなと考えています。あれだけの高さの差があるので、このままの形状で工事はできませんし、敷地内に車も入っていけない状況になってしまいますので、あの分は掘り下げていかざるを得ないのかなという感じはします。

**小島委員** 絵とこの写真とが、1段ブロックで上がったようなところも敷地なんですね。今、駐車場って書いてあるのが、写真で言う、ここだけが駐車場ということ。

**事務局（城倉）** あの絵の左側は隣接地です。ですから、そこから右側が敷地になります。

**小島委員** 1段上も敷地なんですね。

**事務局（城倉）** 上が基本的には敷地です。その部分は本当、車1台しか入れないぐらいの大きさです。

**小島委員** 隣のページの家は関係ないわけですね。

**事務局（城倉）** そこも敷地になります。だから、そこも掘り下げなければいけなくなるどころです。今、家が建っているのは、何年か前に解除した敷地になります。

**小島委員** そこも敷地なんですか。そういうことですか。

**事務局（城倉）** ええ。

**小島委員** 分かりました。

**熊谷委員長** いかがでしょうか。ほかに何か御質問、あるいは御意見でも結構です。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようでございますので、本件についてお諮りをしたいと思います。

本日御審議をいただいた保護樹木の指定解除については、原案のとおりお認めをさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**熊谷委員長** ありがとうございます。

御意見がないようでしたので、当小委員会としては全てお認めをいただいたということにさせていただきます。

なお、本日の審議の経過及び結果については、次回のみどりの推進審議会に報告をいたします。

---

#### ◎連絡事項

**熊谷委員長** それでは、連絡事項に移らせていただきます。事務局よりお願いをいたします。

**みどり公園課長** 連絡事項でございます。

次回のみどりの推進審議会、小委員会ではない本会のほうでございますが、こちらにつきましては、既に御案内のとおり、令和4年2月17日木曜日の午前10時から12時にこの会場と同じ場所、第二委員会室で開催を予定してございます。また、小委員会につきましては、急を要する案件が生じた場合には、今回のように熊谷会長に御相談の上開催させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

**熊谷委員長** ありがとうございました。

---

#### ◎閉会

**熊谷委員長** 本日の議事につきましては全て終了をいたしました。

これにて令和3年第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

午後2時35分閉会